

資料提供（説明付き） 平成31年1月7日（月）16時30分～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
水道局水道総務課 （電話059-237-5803）	水道総務課契約財産担当副参事 奥村 登志男

工事請負契約の無効について

水道局が締結した工事請負契約において、契約の相手方が、公告日が指名停止期間内に当たるため入札参加資格がないにもかかわらず、入札を行い契約を締結したことが判明したことから、当該工事請負契約を無効とするものです。

記

1 無効とする工事請負契約

- (1) 工 事 名 平成30年度工務第55号 河川改修事業（江戸橋架替）に伴う
江戸橋一丁目及び上浜町三丁目地内配水管布設工事
- (2) 相 手 方 津市白山町川口7342番地
株式会社西川組
- (3) 契約金額 48,751,200円
- (4) 工 期 平成30年12月12日から平成31年3月20日まで
- (5) 公 告 日 平成30年11月5日
- (6) 開 札 日 平成30年11月29日
- (7) 契約方法 事後審査型条件付一般競争入札

2 経過

株式会社西川組は平成30年9月22日から同年11月21日までの期間、指名停止としていましたが、開札前の入札参加資格の確認において、開札日には指名停止期間が終了していることから資格があると判断し、開札を行った結果、株式会社西川組が落札し契約の締結を行いました。

ところが、同年12月28日に本工事における入札参加業者から設計単価に誤りがあるのではないかと質問があり、調査していたところ、指名停止期間における入札の取り扱いの認識に誤りがあり、株式会社西川組は公告日が指名停止期間内に当たるため入札参加資格がないことが、関係職員からの指摘により判明しました。

このことから、入札参加資格のない者の入札は無効であるため、工事請負契約を無効とするものです。

なお、調査していた設計単価についても誤りがあることが明らかになりました。

3 今後の対応

既に契約した株式会社西川組に、指名停止期間における入札の取り扱いの認識に誤りがあったため、入札及び契約を無効とすることの説明を行い、工事請負契約の無効の通知を行います。

また、本工事請負契約については、株式会社西川組が無効となった後の入札結果に基づき、本来落札者となる業者と工事請負契約を締結し、その後設計単価の誤りについては、変更契約を行い対応します。

今回発生した事象を重く受け止め、今後このようなことが二度と起こらないよう、指名停止期間における入札の取り扱いを再認識し、全ての入札手続における確認を複数の職員で行うことにより、再発防止に努めます。